

人権教育だより

栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育室



- 「人権教育だより」は、人権教育を推進していただくために、
- 県教育委員会における人権教育に関する施策の情報等を発信します。
 - 教材や資料を紹介します。
 - 講師の派遣、人権に関する最新の話題等、学校で役立つ情報を発信します。

◆人権教育に関する基本施策◆

栃木県教育委員会

人権尊重の精神を育む教育の充実を図るための主な取組

(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備

- 諸会議等を開催して市町教育委員会をはじめ、関係機関等と人権教育推進上の課題や方向性などを共有し、連携・協力を深めながら本県の人権教育を総合的に推進します。

(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

- 指導者を対象とした研修会を開催するとともに研修用資料等の作成を行い、人権や人権問題についての理解を深め、人権感覚を磨き人権意識を高めます。
- 地域や学校の実情等を踏まえながら市町教育委員会が開催する各種研修会や校内研修等の支援を行います。

(3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

- 学校の教育活動全体を通じて幼児児童生徒の自尊感情を高め、発達段階に応じて人権尊重の理念について理解を促すとともに、差別解消を図るための資質・能力を身に付けられるよう、授業の改善を図る取組を推進します。また、教職員に向けては、指導の参考となる資料を作成します。
- 研究の指定等を通じて人権教育の実践的な研究を推進し、学習内容及び方法の改善・充実を図るとともにその成果の普及に努めます。

栃木県教育委員会では、子どもたちの発達の段階に即して、人権教育の目標を設定しています。

その目標を達成するため、関係する各課所では、人権教育の推進に向けた様々な取組を行っています。

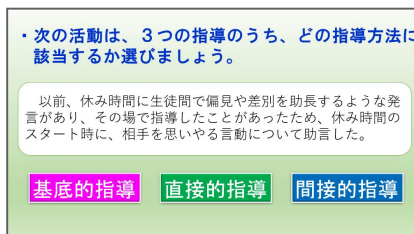
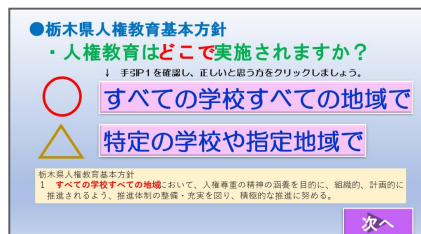
以下、今年度の関係各課における主要事業を紹介します。



◆教育政策課の取組◆

1 令和5(2023)年度人権教育推進の手引

「人権教育推進の手引」は、本県の人権教育の方針・取組等を分かりやすくまとめたものです。すでに県内の公立学校等に配布しています。また、**研修用資料**も作成しました。いずれも、以下のURL（栃木県ホームページ内）よりダウンロードの上、校内研修等でぜひ御活用ください。<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken.html>



※**研修用資料**の一部です。基本方針・指導内容・指導方法等が確認できます。

2 人権に関する作文・イラストの募集

すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権教育・啓発推進県民運動強調月間（8月）における教育・啓発事業の一環として、作文とイラストを募集します。

| 人権に関する作文 | 人権に関するイラスト |
|---|---------------------------------------|
| 【応募対象】 ・小学6年生 ・高校1～3年生 ・小学生、中学生、高校生の保護者 | 【募集対象】 ・中学1～3年生 ・高校1～3年生 |
| 【原稿枚数】 ・小学6年生・・・原稿用紙3枚 ・高校1～3年生・・・3～5枚 ・保護者・・・5枚以内 | 【規格】 ・はがきサイズから A4 サイズまで ・縦、横は自由 |
| 【締切】 ・令和5（2023）年9月8日（金）消印有効 【提出先】 ・市町立小、中、義務教育学校・・・該当地区管轄の教育事務所 ・その他・・・栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育室 （〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20） | |



入賞作品の一部は文集「あすへのびる」に掲載され、県内の学校等へ配付されます。

応募の詳細については、以下のURL及びQRコード（栃木県ホームページ内）より御確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/h29-3jinkensakubun.html>



3 人権教育推進のための支援訪問

人権教育の一層の推進を図るため、学校及び市町教育委員会等に指導主事や社会教育主事等を派遣し、校内研修等の支援を行います。

支援訪問を希望する際は、令和5(2023)年4月10日付教政第8号「令和5(2023)年度人権教育推進のための支援訪問の実施について」を御確認ください。

【令和4年度実績】○訪問回数 : 173回

○実施テーマ：個別の人権問題について（性の多様性、いじめの問題等）
直接的指導について、参加体験型学習の実践にむけて、
教職員の人権意識醸成について等

○実施形態 : 講話、演習、DVD視聴等

4 「人権の窓」の作成

人権問題を学ぶためのデジタル教材です。県内関係学校宛て電子データで4月末に配布しました。人権教育の教材としてぜひ御活用ください。

【特徴】

- デジタル教材として、タブレット学習での個人学習・家庭学習等に向いています。
- 小学生（上学年）用・中学生用・高校生用の3種類作成しました。
- 思考力・判断力・表現力を高める内容が充実しています。
- 職業観や生き方に触れることができます。
- 「さらに深い学び」や「相談機関との連携」も想定しています。
- ワークシート、教師用補助資料、人権に関する作文・イラストの補助教材もぜひ御活用ください。

【活用例】

- 授業の事前学習・個別学習・家庭学習として
- 人権教育のグループワークの題材として
- 探究的な学習の時間・進路指導の一環として



5 人権教育研究学校指定事業（県指定事業）

県内公立学校を人権教育指定校に指定し、人権教育の実践的な研究をとおして指導内容や方法の改善・充実を図ります。

- 指定期間 : 令和5(2023)年度～令和6(2024)年度
- 指定校 : 栃木県立小山高等学校
- 研究テーマ: 自律心を高め、他者への配慮ができる生徒の育成

6 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

(1) 人権教育総合推進地域事業

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な研究を実施し、人権教育の一層の充実を図ります。

- 指定期間 : 令和5(2023)年度
- 指定地域 : さくら市喜連川中学校区
- 研究テーマ: 自他共に認め合い、自己肯定感を高める人権教育の推進 ～学校・家庭・地域の連携を通して～

(2) 人権教育研究指定校事業

人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を実施します。

- 指定期間 : 令和5(2023)年度
- 指定校 : 益子町立益子小学校
- 研究テーマ: 豊かな人間性や自尊感情を育成する人権教育 ～互いの違いやよさを認め合い、相手の気持ちを考えて行動できる児童の育成～

◆義務教育課の取組◆

人権教育の目標

(小学生)

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

(中学生)

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

令和5(2023)年度人権教育関係主要施策

1 地区別人権教育研修会

(1) 目的

小学校、中学校及び義務教育学校における人権教育のすすめ方について、各学校の理解を図るとともに、人権教育の現状や課題、具体的な指導の在り方等について研究協議を行うことで、人権教育の充実を図ります。

(2) 期日・場所

| 地区 | 期日 | 会場 | 地区 | 期日 | 会場 |
|-----|-------------|-----------------|-------|------------|-------------|
| 河内 | R 6. 1. 22 | 栃木県庁河内庁舎 | 塩谷南那須 | R 5. 5. 30 | 栃木県庁塩谷庁舎 |
| 上都賀 | R 5. 5. 19 | 鹿沼市菊沢コミュニティセンター | 那須 | R 5. 6. 1 | 栃木県庁那須庁舎 |
| 芳賀 | R 5. 6. 2 | 栃木県庁芳賀庁舎 | 安足 | R 5. 5. 9 | 足利市生涯学習センター |
| 下都賀 | R 5. 11. 21 | 下野市南河内公民館 | | | |

(3) 対象 各公立小・中学校及び義務教育学校の教員1名

(4) 内容 講話、班別協議、内地留学報告、ワークショップ等

2 内地留学生の派遣

公立小・中学校教員 6名(後期6名)宇都宮大学に派遣

3 人権教育指導資料の活用周知

「直接的指導の充実を図るための基底的指導について」(R 5. 3月)

「様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫」(R 3. 3月)

「人権教育推進のためのQ&Aー直接的指導編ー」(H31. 3月)

「人権教育推進のためのQ&A」(H29. 3月)



◆高校教育課の取組◆

人権教育の目標

(高校生)

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。

令和5(2023)年度人権教育関係主要施策

1 高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会(年2回)

(1) 目的

人権教育実践上の課題について研究協議を深め、各学校における人権教育の一層の充実を図ります。

(2) 期日・場所

第1回 令和5(2023)年 5月31日(水) 総合教育センター

第2回 令和5(2023)年 11月15日(水) 総合教育センター

(3) 対象 県立学校(全日制・定時制・通信制、特別支援学校)及び私立高等学校の人権教育担当教員1名

(4) 内容 講演と講話、班別協議、人権教育研究学校報告等

2 研究学校の指定

栃木県教育委員会指定

令和5(2023)年度～令和6(2024)年度 栃木県立小山高等学校(再掲)

3 人権教育指導資料の作成

「県立学校人権教育関係資料第34集」の作成

4 教職員研修

(1) 高校教育課主催

ア 県立学校教頭事務連絡会

イ 県立学校教務主任連絡協議会

ウ 県立学校生徒指導連絡協議会

エ 県立学校進路指導連絡協議会

(2) 栃木県高等学校教育研究会人権教育部会主催の教員研修

参加者：県立学校及び私立学校の人権教育担当教員

(3) 研究学校による公開授業への参加

◆特別支援教育課の取組◆

1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上

(1) 中・高等学校等の教頭及び特別支援学級担任等を対象とした研究会の開催、インクルーシブ教育指導員のモデル配置等(小・中・高等学校等)

(2) 高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした協議会の開催、高等学校への巡回相談の実施等(高等学校)

(3) 通級による指導の充実等(小・中・高等学校等)

(4) 特別支援学校教育課程研究集会の開催、自立活動指導充実事業及び職業教育指導充実事業の推進等(特別支援学校)

(5) 特別支援学校センター的機能の充実、発達障害専門家チーム等の派遣等(幼・小・中・高等学校等)

2 共生社会の形成に向けた相互理解のための体制づくりの推進

- (1) 交流及び共同学習の実施
- (2) 共生社会をテーマとした高校生等を対象とした講話の開催

◆生涯学習課の取組◆

すべての地域における人権教育の推進

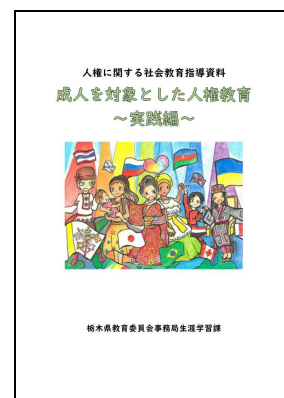
1 人権教育推進のための市町担当者支援事業

- (1) 人権教育指導者一般研修
人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権教育を効果的に推進する指導者の養成を目的とし、県内7地区にある教育事務所ごとに開催します。
- (2) 人権教育地区別指導者研修
各地区において人権教育の推進を図るための方策や取組について検討するとともに、支援方法等の研修を行い、地域の指導者、市町の人権教育担当者の資質の向上を図ることを目的とし、県内7地区にある教育事務所ごとに開催します。

2 「人権に関する社会教育指導資料」

社会教育において、人権に関する多様な学習機会が提供できるように、参加体験型学習の手法を取り入れた、人権に関する社会教育指導資料を作成しています。令和4(2022)年度は、人権教育の担当者が、成人を対象とした人権に関する学習の計画、準備及び実施の際に活用できる内容としました。「実践編」として、ファシリテーターの役割等と参加体験型学習形式の学習プログラムを掲載しています。

本資料は、栃木県ホームページにもデータを掲載していますので、人権教育の推進において、御活用いただければと思います。



栃木県 人権 指導資料



3 家庭・地域いじめ対策教育支援事業

心豊かで健やかな子どもたちを育むために、社会全体で喫緊の課題であるいじめ防止への取組を行い、家庭・地域における心のふれあいが促進される環境づくりに取り組みます。

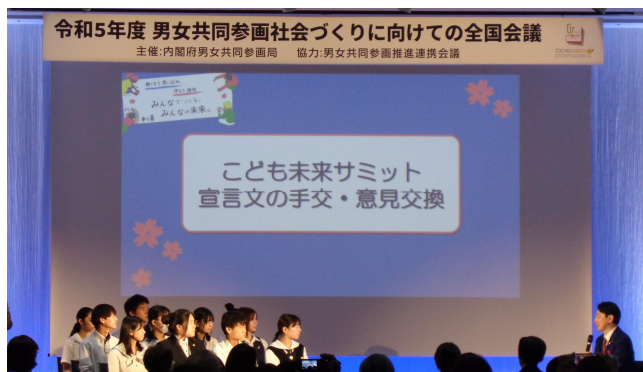
◆その他◆

G7 栃木県・日光こども未来サミットの開催・宣言文を担当大臣に手交

6月24・25日にG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催されました。その開催30日前イベントとして、G7栃木県・日光こども未来サミットが開催され、県内の中高生が男女共同参画社会を実現するために話し合い、宣言文にまとめて発表し、福田富一知事、粉川昭一日光市長に手交しました。またサミット当日には、小倉将信内閣府特命担当大臣に手交しました。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/g7kodomo.html>

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/g7/sengenbunsyuko.html>



ヒューマンフェスタとちぎ 2023

県民一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深めることを目的に、人権に関する講演会などのイベントを実施します。

例年同様、来場者の皆様が人権について考える貴重な機会にさせていただきたいと思います。

当日は宇都宮青葉高等学園の生徒が栽培した人権の花のプレゼントなどを予定しています。ぜひ御来場ください。

- 1 日 時 令和5(2023)年11月11日(土) 10:00~16:00
[啓発展示 9:30~16:00]
[ステージイベント 13:00~16:00]
- 2 会 場 とちぎ福祉プラザ(宇都宮市若草1-10-6)



昨年の様子

人権トピックス

○子どもの権利に関する新たな動き

・こども基本法の施行について

令和5(2023)年4月1日に上記法律が施行されました。同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

- **栃木県ケアラー支援条例**の施行について

令和5（2023）年4月1日に上記条例が施行されました。栃木県では、ヤングケアラーを含め、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活できる地域社会の実現に向けて各種施策を推進します。

栃木県のホームページでは、ケアする人・される人のための総合サポート「保健福祉ポータルサイト」を開設していますので、ぜひ御確認ください。

○栃木県「ケアする人・される人のための総合サポート『保健福祉ポータルサイト』」

URL : https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/carer-shien_tochimaru-portal-site.html

○男女共同参画社会の実現をめざして

- **男女共同参画意識**の醸成

令和5（2023）年6月に発表された最新のジェンダーギャップ指数について、日本は過去最低の125位となりました。先に述べた、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合では「性別にとらわれない社会の推進」について提言がなされ、意識の醸成が求められます。

○内閣府男女共同参画局ホームページ

URL : <https://www.gender.go.jp/index.html>

- 「**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律**（LGBT理解増進法）」の施行について

令和5（2023）年6月23日に制定された上記法律は、性的指向等をはじめ、個々人が持つ多様な背景を含めて、全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指しています。また、LGBT等、性的マイノリティに関する理解の増進に取り組む重要性についても述べています。

○文部科学省「性的マイノリティに関する施策」

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1415166_00004.htm

- 「**生命（いのち）の安全教育**」の実施について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、文部科学省では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」教材を作成し、推進しています。

本教材の内容については、各学校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能です。

また、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組として、実践事例集も作成し、公表しています。

○文部科学省「性暴力・性犯罪防止の強化について（生命（いのち）の安全教育等）」

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html